

## 【タイ】タイ知的財産局による「Fast Track Plus+」サービス開始について

2026 年 1 月 16 日  
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ知的財産局（DIP）による「Fast Track Plus+」サービス開始について、お知らせいたします。

2026 年 1 月 1 日より、DIP は商標・発明特許・小特許・意匠特許に関して「Fast Track Plus+」サービスを開始しました。いずれも出願人の国籍に制限はありませんが、タイ第 1 国出願であることが要件です。

### 1. 電子商取引向け商標

出願日から 4 か月以内にファーストアクションが発出されます。主な要件は、以下の 3 点です。

- ① DIP の e-Filing システムを通じて出願を行い、オンラインプラットフォームの販売計画など、商標使用の必要性を示す書類が添付されていること。
- ② 出願人は、DIP データベース ([search.ipthailand.go.th](http://search.ipthailand.go.th))、欧州連合知的財産庁（EUIPO）の TM View (<https://www.tmdn.org/tmview/#/tmview>)、世界知的所有権機関（WIPO）の Global Brand Database ([branddb.wipo.int/branddb](http://branddb.wipo.int/branddb)) のいずれかのデータベースで類似する先行商標の検索を実施し、その結果を出願書類に添付すること。
- ③ 各出願においては、DIP の指定商品・役務リスト ([tmsearch.ipthailand.go.th](http://tmsearch.ipthailand.go.th)) に掲載の表示を用いて、1 区分まで、最大 10 商品・役務とすること。  
なお、マドリッド協定に基づく国際商標登録出願には適用されません。

### 2. デジタルイノベーション分野の発明特許・小特許のファストトラックサービス

従来の発明特許・小特許のファストトラックサービスの対象技術分野に、人工知能（AI）、スマートデバイス、通信、デジタルサービス、半導体技術分野が追加されました。審査結果は、発明特許については 12 か月以内に、小特許については 6 か月以内に発出されます。要件は以下のとおりです。

- ① 発明特許出願が既に DIP に提出され、実体審査請求が提出されている、または小特許の出願が少なくとも 3 か月前に DIP に提出されていること。
- ② タイで DIP の e-Filing システムを通じて、必要書類の不備なくファストトラック申請書を提出すること。
- ③ プロジェクト期間中にクレームが 10 項を超えないこと。

④申請書は毎月 1 日から 10 日の間に DIP の e-Filing システムを通じて提出され、当該発明が潜在能力を有し、商業利用に適していることを示す証拠（生産・流通計画やライセンス契約など）を提出すること。

### 3. 自動車部品分野の意匠特許

2025 年時点でタイに出願されている、ヘッドライトとテールライト、グリル、サイドミラー、spoiler、前後バンパー、ホイールアーチトリム、前後ボンネット、マッドガード、燃料タンクキャップ、前後のアンダーボディパネル、排気管、ランニングボードなどの自動車部品に関する 150 件以上の意匠特許出願がファストトラックプログラムの対象となり、プログラム参加日から 3 か月以内に最終決定が発出されます。要件は以下のとおりです。

- ①意匠特許出願が既に DIP に提出され、公開されていること。
- ②タイで DIP の e-Filing システムを通じて、必要書類の不備なくファストトラック申請書を提出すること。
- ③申請書は毎月 1 日から 10 日の間に DIP の e-Filing システムを通じて提出され、当該意匠が潜在能力を有し、商業利用に適していることを示す証拠（生産・流通計画やライセンス契約など）を提出すること。

情報公開日

2026 年 1 月 1 日

URL 等

<https://www.ipthailand.go.th/images/26647/> Fast Track 2569.pdf

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。